

## 環境影響評価法に係る風力発電事業の進捗状況について

## 石狩湾新港地域(港湾区域及び陸上)

地図凡例	事業社名 (発電事業名称)	事業者住所	設置場所	洋上陸上	規模			環境影響評価法 手続き				完工・運転開始	
					総発電出力	基数	1基当たりの出力	配慮書 ※1	方法書	準備書	評価書		
●	エコ・パワー株式会社 (石狩湾新港風力発電所)	東京都品川区 大崎1-6-1	銭函5丁目 ほか	陸上	6,600kW	2基	3,300kW	/	H24.3	H26.2	H28.7	H30.2	別紙1参照
●	銭函ウィンドファーム合同会社 (銭函風力発電事業)	東京都中央区 1-4-1	銭函4丁目、5丁目	陸上	33,000kW 未満 (出力制御)	10基	3,400kW		H21.7	H24.7	H29.1	R2.3	別紙1参照
●	合同会社グリーンパワー石狩 (石狩湾新港洋上風力発電事業)	東京都港区赤坂 1-11-44	石狩湾新港港湾区域内	洋上	最大 99,990kW	14基	8,000kW		H24.5	H28.4	R2.7.1 ~7.31	R6.1	別紙1参照

※1 配慮書制度制定以前に手続きに着手。(配慮書手続H23.4法改正、H25.4施行)

## 石狩湾沖(一般海域(港湾区域の外側))

事業社名 (発電事業名称)	事業者住所	設置場所	洋上陸上	規模			環境影響評価法 手続き				完工・運転開始	
				総発電出力	基数	1基当たりの出力	配慮書	方法書	準備書	評価書		
コスモエコパワー株式会社 (仮称)北海道石狩湾沖洋上風力発電事業)	東京都品川区 大崎1-6-1	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,000,000kW	最大 125基	8,000kW ~12,000kW	R1.8.29 ~9.30	—	—	—	—	別紙2参照
シーアイ北海道合同会社 (仮称)石狩湾洋上風力発電事業)	東京都千代田区丸の内3-4-1	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,000,000kW	最大 200基	5,000kW ~15,000kW	R2.7.6 ~8.6	—	—	—	—	別紙3参照
石狩湾洋上風力発電合同会社 (仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業)	東京都港区新橋6-17-21	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,330,000kW	最大 140基	9,500kW ~12,000kW	R2.7.28 ~8.28	—	—	—	—	別紙4参照
株式会社JERA (仮称)石狩湾沖洋上風力発電所建設計画)	東京都中央区 日本橋2-5-1	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 520,000kW	最大 65基	8,000kW ~14,000kW	R2.8.25 ~9.24	—	—	—	—	別紙5参照
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 (仮称)石狩湾オフショアウィンドファーム)	東京都港区六本木6-2-31	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,000,000kW	最大 105基	9,500kW ~14,000kW	R2.11.11 ~12.10	—	—	—	—	別紙6参照
株式会社グリーンパワーインベストメント (仮称)石狩湾沖洋上風力発電事業)	東京都港区赤坂1-11-44	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 960,000kW	最大 80基	12,000kW ~15,000kW	R2.11.13 ~12.12	—	—	—	—	別紙7参照
丸紅株式会社 (仮称)北海道石狩湾洋上風力発電事業)	東京都中央区 日本橋2-7-1	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,000,000kW	最大 105基	9,500kW ~14,000kW	R3.2.26 ~3.29	—	—	—	—	別紙8参照
日本風力開発株式会社 (仮称)石狩湾洋上風力発電所)	東京都千代田区 区内幸町1-1-6	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 3,000,000kW	最大 250基	12,000kW級	R4.3.1 ~3.31	—	—	—	—	別紙9参照
石狩湾洋上風力発電合同会社 (仮称)石狩市沿岸洋上風力発電事業)	札幌市中央区 大通西1-14-2	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,032,000kW	最大 108基	9,500kW ~20,000kW	R4.4.25 ~6.3	—	—	—	—	別紙10参照
関西電力株式会社 (仮称)石狩市沖洋上風力発電事業)	大阪市北区 中之島3-6-16	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,785,000kW	最大 130基	12,000kW ~15,000kW	R5.2.24 ~4.7	—	—	—	—	別紙11参照
住友商事株式会社 (仮称)北海道石狩市洋上風力発電事業)	東京都千代田区 区大手町2-3-2	石狩湾沖 (一般海域)	洋上	最大 1,000,000kW	最大 67基	15,000kW ~20,000kW	R5.10.12 ~11.17	—	—	—	—	別紙12参照

※石狩湾沖の一般海域で洋上風力を進めるためには、環境影響評価の手続きとは別に、国が該当区域を再エネ海域利用法に基づく「促進区域」に指定し、その後、入札により事業者を1社選定し、その1社が事業を進めることになる。現時点では、石狩市沖が促進区域に指定に向けた「有望区域」として整理されている。

## 小樽赤井川(陸上)

事業社名 (発電事業名称)	事業者住所	設置場所	洋上陸上	規模			環境影響評価法 手続き				完工・運転開始	
				総発電出力	基数	1基当たりの出力	配慮書	方法書	準備書	評価書		
関西電力株式会社 (仮称)小樽・赤井川ウィンドファーム事業)	大阪市北区 中之島3-6-16	小樽市・赤井川村の境界付近の尾根沿い	陸上	最大 92,400kW	最大 22基	4,200kW ~6,100kW	R4.6.1 ~6.30	—	—	—	—	別紙13参照